

情報 ひるば



事業主の皆さんへ

●給与支払報告書の提出のお願い
 平成26年度平成25年分給与支払報告書の提出期限は、1月31日(金)です。
 平成25年中に給与を支払われた人は、給与支払報告書を受給者の平成26年1月1日現在の住所地の市町村に提出してください。
 なお、給与支払報告書の個人別明細書は、個人住民税の課税を行うための重要な書類です。正しく記入の上、期限内に必ず提出してください。

納税課からのお知らせ

市税の夜間納税相談と収納

1月31日(金)は午後8時まで、市税の夜間納税相談と収納を行います。昼間仕事などで忙しい人や未納の市税がある人は、ご利用ください。

市税の納付は便利な口座振替で

市税の納付に口座振替をご利用になると、金融機関などへ納付に行かなくても、納期限に指定の預金口座から自動的に振替納付されますので便利です。

口座振替の手続きは、取引のある金融機関や郵便局・ゆうちょ銀行または、納税課窓口へ申し込んでください。一度手続きされると、毎年自動的に継続されます。

問合せ 納税課

八尾税務署からのお知らせ

●給与所得の源泉徴収票などの法定調書および法定調書合計表の提出について
 法人および個人事業主の人は、平成25年中の支払にかかる法定調書および法定調書合計表を1月31日(金)までに提出してください。

※法定調書の提出には国税電子申告・納税システム「e-Tax(インターネット)」をご利用ください。

●贈与税の申告について
 贈与税の申告用紙などの事前送付は行っていません。

申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。申告書は、インターネット(e-Tax)で送信することや、印刷して郵便などで提出することもできます。

問合せ 八尾税務署 ☎072-992-1251

市税の納付は納期限内に

市税を納期限が過ぎてから納付した場合には、納期限内に納付した人との公平を図るため、本来納付する税額のほかに延滞金を納付していただくことになります。

国税における延滞税の見直しに伴い、平成26年1月1日以後の期間に対応する地方税にかかる延滞金の利率が変わります。

▶納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間

変更前	平成25年中は、年4.3%
変更後	「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合 ※平成26年中は、年2.9%

▶納期限の翌日から1カ月を経過した日から納付の日までの期間

変更前	年14.6%
変更後	「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合 ※平成26年中は、年9.2%

※特例基準割合 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合。

※平成26年中の特例基準割合は、1.9%となります。

問合せ 納税課

●従業員の個人市・府民税は特別徴収で納めましょう
 従業員の個人市・府民税については、地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)の皆さんには、毎月従業員に支払う給与から特別徴収(給与天引き)していただき、納入していただくことが義務付けられています。事業主の皆さんには、法令に基づき適正な個人市・府民税の特別徴収(給与天引き)の実施をお願いします。

申告は1月31日までに
 固定資産税(償却資産)の申告
 会社や個人が、その事業のために用いることができる構築物・機械・装置・工具・器具・備品などの固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税の課税の対象となります。
 市内に償却資産を所有している人、貸し付けしている人は、平成26年1月1日現在の資産状況を1月31日(金)までに申告することが義務づけられ



初心者のためのウォーキング教室

効果的で安全なウォーキング方法と続けるコツについて学び、自分に合った運動習慣を身につけませんか。
 とき 2月20日・27日(休) 午後0時40分～3時30分 ※6回で1コースです。
 ところ 市民道夢館
 内容 運動実技・講話・体組成計測定・血圧測定など
 対象 運動を行ってもよい40歳～74歳までの市内在住の
 定員 先着25人
 持ち物 運動靴(上履き)、筆記用具、タオル、飲み物
 費用 500円

申込み・問合せ 2月13日(木)までに電話で地域保健課へ。



▲ウォーキング教室の様子

藤井寺保健所からのお知らせ

- HIV即日検査(抗体検査)【無料、匿名可】 毎週水曜日/午前9時30分～10時30分
- 肝炎ウイルス検査【無料、予約制】 第2・4水曜日/午後1時30分～2時30分
- こころの健康相談【予約制】 こころの病気、ひきこもり、アルコール依存症など
 精神科医、精神保健福祉担当者などが相談に応じます。
- 医療機関に関する相談【無料】 毎週月～金曜日/午前9時15分～午後0時15分、午後1時～4時

住所 藤井寺市藤井寺1-8-36
 ☎072-955-4181(代表) ※市外局番からおかけください
 HP <http://www.pref.osaka.jp/fujiderahoken/>

生活衛生室 ☎072-952-6165

- 飲用水・井戸水検査・浄化槽放流水・プール水・浴槽水検査【有料、予約制】 依頼の際はお問い合わせください。
- 腸内細菌検査【有料】 毎週月・火・水曜日/午前9時30分～正午
- 寄生虫卵検査【有料】 毎週月～木曜日/午前9時30分～正午
- 室内ホルムアルデヒド・VOC測定【有料、予約制】 依頼の際はお問い合わせください。

- 飼えなくなった犬の引き取り窓口
 犬・ねこの相談室藤井寺分室(☎072-937-1101)
 要事前相談 毎週月・水曜日/午前9時30分～正午 ※印鑑持参、有料

※いずれも土・日・祝日・12月28日(土)～1月5日(日)は除きます。

【休日窓口取扱業務】

- ①住民票(広域交付住民票は除く)
 - ②戸籍に関する証明書・戸籍の附票
 - ③印鑑登録証明書
- など、窓口にて交付する証明書
 ※転入・転出などの異動届、住民基本台帳カードの申請、印鑑登録の申請は取り扱いません。

1月の休日窓口開庁日

開庁日 1月18日(土)

開庁窓口 窓口課

開庁時間 午前9時～正午

取扱業務 左記の交付業務のみ

問合せ 休日窓口に関することは市長政策室、取扱業務に関することは窓口課



ています。申告書の記載方法や対象資産が不明な人、申告書用紙が届かない人は課税課までご連絡ください。
 なお、課税課では、償却資産の実地調査を随時行っています。国税申告書添付書類(減価償却内訳明細書(写)、または減価償却費計算書(写))などの提出をお願いしたり、償却資産の調査にお伺いすることがありますので、ご協力をお願いします。

問合せ 課税課

- ニュース 松原
- 情報ひろば
- 税
- 健康
- 消費生活福祉
- 保険年金 人権
- 労働 教育
- 上下水道
- 環境 まちづくり
- 安相 全談
- その他
- 子育て 応援 コーナー
- 各種相談
- 歴史 ウォーク
- 素敵に 生きよう
- 催し ばっくす
- 講座 イベント
- スポーツ
- 図書館
- 地域交流
- みんなの 広場
- イベント ガイド

松原市登録手話通訳者 選考試験を実施します

松原市登録手話通訳者として認定するための手話通訳者認定試験を行います。試験に合格し、登録された人には、登録手話通訳者として通訳活動をお願いしています。なお、手話通訳士、大阪府登録手話通訳者(補を除く)として委嘱されている人は、試験が免除されます。

とき 2月27日(木)

- ①午後2時～(受付は午後1時30分～)
- ②午後7時～(受付は午後6時30分～)

ところ 松原市総合福祉会館

内容 読み取り(筆記)・面接・聞き取り試験
 対象 登録手話通訳者として活動を希望する20歳以上の人で、手話を始めて3年以上続けている人(手話教室に通っている期間も含む)。
 申込み 1月31日(金)(必着)までに、障害福祉課に備え付けの申込書を、直接または郵送で障害福祉課へ。
 ※試験日時は、①か②をお選びください。
 問合せ 障害福祉課



福祉

「はーとぴあショップ」 イズミヤ松原店に出店

松原市内の5つの障害者施設(風媒花、ワークセンターまつのみ、えるで、ひまわり作業所、松原ワークセンター・リサイクル)の利用者が心をこめて作った商品が集まる「はーとぴあショップ」が今年もイズミヤ松原店に出店します。

手作り商品の販売を行います。皆さんのご来店をお待ちしていますので、世界で一つだけの手作り商品を探してみたいかがですか。
 とき 2月5日(水)、6日(木) 午前9時30分～午後6時30分
 ところ イズミヤ松原店(上田6丁目)1階エスカレーター横
 問合せ 社会福祉法人風媒花まつばら ☎333-7168、障害福祉課



とき・ところ
 ▶1月16日(木)
 イズミヤ松原店
 午前10時～正午
 午後1時～4時30分

※400ml献血のみ

問合せ
 松原市社会福祉協議会
 ☎333-0294



突き指について

健康ガイド

木下整形外科医院(南新町5丁目) 院長 木下裕介

日常生活において突き指をされたことのある人はたくさんいらっしゃると思います。その時に指の第1関節が「自分で伸ばそうと思っても伸びない。そして反対の手で手伝ってあげると伸びる」ということになったことはないでしょうか。このような状態は、マレットフィンガーと呼ばれており突き指の一種です。

関節は骨だけでは動きません。関節周囲に腱が付いており、腱が動くことによって関節も動きます。指にも曲げるための腱と伸ばすための腱があり、伸ばすための腱の連続性がなくなった時にこのような症状が起こります。このマレットフィンガーには2つのタイプがあります。一つは腱自体が断裂した場合。もう一つは腱の断裂ではなく、腱が付着している部分で骨が剥離骨折している場合です。どちらの場合も、第1関節を曲げることはできますが、自力では伸びなくなります。痛みや腫れも認めるのですが、それほど強いものではないため、「しばらく様子をみよう」と考える人もいらっしゃいますが、放置していてもよくなりません。診断は、レントゲン検査で簡単にわかります。治療は、多くの場合は保存的治療(固定による治療)ですが、剥離骨折を伴っているケースの一部に手術を要することがあります。指のけがにも単なる突き指や、骨折、マレットフィンガーなどいろいろあります。多くの場合はレントゲン検査で診断がつかますので、一人で悩まず受診されることをお勧めいたします。

健康のつづき

後期高齢者医療保険料の納付証明書を1月下旬に送付します。対象は平成25年1月1日から12月31日までの間に普通徴収で後期高齢者医療保険料を納めた人となります。
 なお、同期間に納めた後期高齢者医療保険料のすべてが特別徴収(年金天引き)の人については送付しませんので、確定申告などには、日本年金機構などから送付される「源泉徴収票」などをご利用ください。
 また、送付対象でない人で納付証明書が必要な場合は、医療支援課までご連絡ください。
 問合せ 医療支援課

後期高齢者医療保険料の納付証明書を1月下旬に送付します。対象は平成25年1月1日から12月31日までの間に普通徴収で後期高齢者医療保険料を納めた人となります。
 なお、同期間に納めた後期高齢者医療保険料のすべてが特別徴収(年金天引き)の人については送付しませんので、確定申告などには、日本年金機構などから送付される「源泉徴収票」などをご利用ください。
 また、送付対象でない人で納付証明書が必要な場合は、高齢介護課までご連絡ください。
 問合せ 高齢介護課

所得段階が第5段階以上で、平成25年1月1日から12月31日までの間に普通徴収で介護保険料を納めた人となります。
 なお、同期間に納めた介護保険料のすべてが特別徴収(年金天引き)の人については送付しませんので、確定申告などには、日本年金機構などから送付される「源泉徴収票」などをご利用ください。
 また、送付対象でない人で納付証明書が必要な場合は、高齢介護課までご連絡ください。
 問合せ 高齢介護課

太極拳のゆっくりとした動作は、こころと身体を緊張を和らげます。筋力や柔軟性、バランス感覚を学び、介護予防に役立てましょう。
 とき 2月3日・10日・17日・24日の毎週月曜日(全4回) 午後1時30分～3時
 ところ 市民夢夢館(阿保4丁目)
 対象 市内在住の65歳以上の人で、医師などから運動を禁止されていない人。※平成24年度と今年度参加者は除く。
 定員 先着25人
 持ち物 運動できる服装、上靴、飲み物、タオル
 申込み 1月14日(火) 午前9時から本人が、直接窓口または電話で高齢介護課へ。
 問合せ 高齢介護課



太極拳教室(入門編)

地域のお客さんの声に耳を傾け、より満足いただける商品を提供したい

VOL.16

株式会社パセオ(岡2丁目)
 代表取締役社長 川西 秀紀さん



- Paseo(スペイン語で「遊歩道」)のような「なごみ空間」を提供したい
 松原の岡で先代が市場をしていたご縁があり、この地で事業を始めました。平成5年に生花販売をスタートさせ、地域の皆さんの心と心の架け橋になれるよう、「咲かせよう心の花」をスローガンに、販売のプロとしてさまざまな業種に取り組み、今日にいたります。
- 顧客ニーズへの高い対応力
 消費者やお取引先からの要望を、自社に与えられた「宿題」と捉え、より満足していただける商品をお届けできるように、真摯に応えています。今回、地元産の小松菜をおいしく食べて欲しいという生産者の声を聞き、甘味のある小松菜を利用して何かできないかと考え、「小松菜おはぎ」が誕生しました。先の「第4回まつばらマルシェ」で松原市のマスコットキャラクター「マッキー」をデザインしたパッケージで販売し、大好評をいただきました。
- 地域の皆さんの生活をより豊かに
 高齢化が進んでおりますが、これまで培ってきた販売ノウハウを基に、時代の変化に柔軟に対応しつつ、地域の皆さんが「花」を慈しみ「食」の満足を感じられる、豊かな生活をご提供できる企業づくりを目指していきます。

※商工会議所からの紹介・詳細は市のHPをご覧ください。

農産物直売所 街の駅「畑のつづき」松原店

市内の農家が生産した新鮮な旬の野菜や果物を販売しています。
 ※定休日が毎週日曜日(祝日を除く)から毎週土曜日(祝日を除く)に変わります。

とき 月曜日(金曜日(祝日を除く)を除く) 午前9時30分～午後3時30分
 ●年始の営業開始 1月7日(火)～
 ※年始の営業開始日が、1月6日(月)から1月7日(火)に変更されました。
 ところ J A 大阪中河内松原支店北隣(上田5丁目)
 問合せ J A 大阪中河内松原営業センター ☎331-1881、産業振興課



- ニュース 松原
- 情報ひろば
- 税
- 健康
- 消費生活 福祉
- 保険年金 人権
- 労働 教育
- 上下水道
- 環境 まちづくり
- 安全 全談
- その他
- 子育て 応援 コーナー
- 各種相談
- 歴史 ウォーク
- 素敵に 生きよう
- 催し ばっくす
- 講座 イベント
- スポーツ
- 図書館
- 地域交流
- みんなの 広場
- イベント ガイド

高額医療・高額介護合算制度について

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の自己負担額を軽減するために、国民健康保険または、後期高齢者医療保険の医療費と介護保険の介護サービス費の1年間(平成24年8月～平成25年7月末)の合計自己負担額が基準額を超えた場合、申請により、その超えた金額が後から払い戻されます。

支給対象者には1月以降に、国民健康保険の人には保険年金課より、後期高齢者医療保険の人には大阪府後期高齢者医療広域連合より通知しますので、それぞれに申請してください。

ただし、平成24年8月から平成25年7月末までの間に、次に該当する人には支給対象となる旨の通知ができない場合があります。

- ①他市町村から転入された人
- ②他の医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に移られた人
- ③死亡などにより、保険の資格を喪失された人

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

問合せ 保険年金課、高齢介護課、医療支援課または、大阪府後期高齢者医療広域連合給付課(☎06-4790-2031)

国民年金保険料の納付方法として「2年前納(口座振替)」が始まります

平成26年4月末の口座振替分より、割引額により大きな2年前納がご利用いただけるようになります。

▼2年前納(口座振替)のメリット

- ①2年間で1万4000円程度の割引となります。
- ②2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象となります。

- ③口座振替をご利用することにより、納め忘れを防ぐことができます。
- ※2年前納は口座振替のみご利用が可能です。お申し込み期限は、毎年2月末までとなります。

問合せ 天王寺年金事務所(☎06-6772-7531)

老齢年金の源泉徴収票が送付されます

日本年金機構では、平成25年1月～12月中に「老齢年金」を受け取られている人全員に、1月末までに源泉徴収票を送付します。

源泉徴収票は、年金以外に給与収入がある人が税務署で確定申告をするときや、源泉徴収の還付を受けられるときに添付する必要があります。

もし、源泉徴収票を紛失された場合は再交付できますので、年金事務所または、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)までご連絡ください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

※天王寺年金事務所の年始の業務は1月6日(月)から始まります。

問合せ 天王寺年金事務所(☎06-6772-7531)

年金1日相談

基礎年金番号を確認できる書類(年金手帳・年金証書など)をお持ちください。

とき 1月16日(木) 午前10時～正午、午後1時～4時

ところ 市役所8階802会議室

問合せ 保険年金課



保険・年金

あなたの安心をみんなで支える国民健康保険

◆保険料の納付は便利な口座振替で
保険年金課では、保険料の口座振替納付を推進しています。口座振替をご利用になると、毎月、保険料を納めに行く手間が省け、納付忘れもなくなり、大変便利です。市内の金融機関や保険年金課窓口で、納入通知書、預貯金通帳、通帳届出印があればその場で手続きできますので、口座振替をご利用ください。

問合せ 保険年金課

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときや、いざというときの生活を現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

●国民年金のポイント

- ▶将来の大きな支えになります
国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。
- ▶老後のためだけのものではありません
国民年金には、老齢年金のほか、病気や事故で障害が残ったときに受け取れる障害年金や、加入者が死亡した場合にその加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある妻」や「子」)が受け取れる遺族年金もあります。

●「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

- ▶学生納付特例制度
学生の人は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。
 - ▶若年者納付猶予制度
学生でない30歳未満の人で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
- 問合せ 保険年金課、天王寺年金事務所(☎06-6772-7531)



「特定健診」を受けましょう

特定健康診査は、生活習慣病の危険を高めるメタボリックシンドロームの予防・改善に重点を置いた健康診査です。

平成25年4月1日現在、国民健康保険にご加入の40～74歳の人に、すでに「特定健康診査受診券」を送付していますので、平成26年3月31日までに受診してください。なお、特定健康診査は各医療保険者(健康保険被保険者証を発行している機関)が実施しますので、ご加入の医療保険によって受診方法などが異なります。国民健康保険以外の人は、ご加入の医療保険者にご確認ください。

対象 40～74歳の松原市国民健康保険被保険者
費用 1000円(自己負担分)

※「特定健康診査受診券」を紛失された場合は再発行できますので、保険年金課までご連絡ください。

問合せ 保険年金課



人権

NPO法人やんちゃファミリーwith 母親のためのピアサロン 「with・Canwith」

NPO法人やんちゃファミリーwithのスタッフがピアカウンセラーとなり、何気ない気持ちもじっくりと聞きます。お母さんが安心して話せる場ですので、どうぞご利用ください。

している?」▼28日「おうち遊びを一緒にしよう!」

とき ▼1月7日・21日(火)は午前10時30分～午後1時30分 ▼1月14日・28日(火)は午後1時～4時

ところ 市民活動サポートサロン(ゆめニティプラザ内(上田3丁目) 予約専用電話 ☎070-6540-8814) ※24時間予約可能

問合せ 人権文化室





労働

母子福祉センター 講座・教室のお知らせ

母子家庭の母および寡婦の人を対象に就労支援を目的として行います。

- ▼パソコン講座(エフセルの応用)
とき 2月3日・10日・17日・3月3日・10日・17日(月) 午後7時～9時
- ▼英会話教室
とき 毎月第1、3火曜日(月により1回の場合あり) 午後2時30分～3時30分
- ▼洋裁教室
とき 毎月第2、4木曜日(月により1回の場合あり) 午後7時～9時
- ▼和裁教室
とき 毎月第1、3水曜日(月により1回の場合あり) 午後7時～9時
- ▼総合福祉会館
費用 ▼パソコン講座 テキスト代 1000円程度 ▼洋裁・和裁教室 材料費(実費)
- 申込み 電話・郵送・直接のいずれかでお申し込みください。※申し込み多数の場合は抽選。
- ▼電話・直接 1月9日・16日(休)の2日間、午後3時～7時までの間に、総合福祉会館母子相談室へ。
- ▼郵送 1月16日(休)必着で、〒58

010015 新堂1-589-16
松原市総合福祉会館母子相談室内
「松原市母子福祉センター」〇〇講座
または〇〇教室に係へ。
問合せ 総合福祉会館母子相談室
(☎336-0805) ※毎週木曜日、
午後3時～7時、子育て支援課

必ずチェック 最低賃金！
使用者も 労働者も

最低賃金制度とは、国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度で、原則として、パート・臨時・アルバイトなど、全ての労働者に適用されます。

大阪府最低賃金 819円

問合せ 大阪労働局労働基準部賃金課
(☎06-6949-6502)



教育

平成26年度 留守家庭児童会室の 入室者募集

児童会室は、放課後から午後5時まで、遊びをとおして子どもの安全保護および生活指導を行うところです。

対象 保護者などが就労や疾病などにより、放課後15日以上保育に欠ける月が3カ月以上継続する小学1～3年生の児童

※就労終了時間が午後3時までの場合は対象となりません。また、夏休みなどの長期休業中のみ入室は行っていません。

定員 各児童会室40人
開室場所 下表のとおり

※一児童会室の入室児童数が10人に満たない場合は開室しません。

費用 月額5000円(2人目からは2500円) ※減免措置有り

※別途おやつ代、教材費などは実費負担

申込み 入室許可申請書など(青少年課および各児童会室で配布)に必要事項を記入の上、1月27日(月)～31日(金)の午前9時～午後5時30分、2月3日(月)～7日(金)の午前9時～午後8時まで印鑑と使用料納付書(平

成25年度入室児童のみ)を持って、市役所5階青少年課(502会議室)へ。 ※郵送不可

▶留守家庭児童会室

児童会室名	開室場所	児童会室名	開室場所
松原留守家庭児童会室	松原小学校内	中央留守家庭児童会室	中央小学校内
天美留守家庭児童会室	天美小学校内	天美西留守家庭児童会室	天美西小学校内
松原西留守家庭児童会室	松原西小学校内	恵我留守家庭児童会室	恵我小学校内
恵我南留守家庭児童会室	恵我南小学校内	松原東留守家庭児童会室	松原東小学校内
松原南留守家庭児童会室	松原南小学校内	河合留守家庭児童会室	河合小学校内
松原北留守家庭児童会室	松原北小学校内	天美北留守家庭児童会室	天美北小学校内
天美南留守家庭児童会室	天美南小学校内	布忍留守家庭児童会室	布忍小学校内
三宅留守家庭児童会室	三宅小学校内		

問合せ 青少年課



上下水道

「大和川水系西除川ブロック 河川整備計画」(変更原案)の 説明会を行います

関心のある人はごなたでもご参加ください。

とき 2月4日(火) 午後7時～
ところ 大阪府富田林土木事務所松原建設事務所(上田3丁目)
問合せ 大阪府富田林土木事務所建設課河川防砂グループ(☎0721-251131)



環境

不用品情報板について

捨てるには惜しい物を譲ってあげたい人、また、譲って欲しい物がある人は、市役所1階市民ロビーの情報板に「あげます」と「ください」の閲覧カードを張り出すことができます。

対象物品 家具、家電製品、一般家庭用品、子供用品、スポーツ用品、自転車など
対象外物品 骨董品、自動車、バイク、貴金属、動物など



▲市役所市民ロビーに設置されている不用品情報板

お子さんの成長とともにサイズが合わなくなってしまう服やおもちゃなど、捨ててしまいう前に、必要としている人に譲って再利用してませんか。

問合せ 環境政策課



まちづくり

市街化区域および 市街化調整区域の見直し

都市計画区域については、計画的な市街化を図り、無秩序な市街化を防止するため、昭和45年に市街化区域と市街化調整区域の区域区分(いわゆる「線引き」)を都市計画決定し、それ以降おおむね5年ごとに見直しをきました。

このたび、平成27年度に大阪府下における線引きの見直しを行うため、線引きの見直し案を作成する作業に着手する予定です。

線引きの見直しについての質問や要望などがありましたら、1月17日(金)までにまちづくり推進課までお申し出ください。

なお、線引きの見直しに当たって、新しい市街地を形成するために市街化調整区域を市街化区域に編入しようとする場合には、編入後の計画的なまちづくりについての考えをお聞かせします。

問合せ まちづくり推進課

西除川・東除川・落堀川へのご意見を募集します

大阪府では、平成17年5月に策定した「大和川水系西除川ブロック河川整備計画」の変更の際に、地域の皆様のご意見を募集します。

募集期間 1月27日(月)～2月7日(金)

意見箱設置場所および整備計画閲覧場所
大阪府河川室(大阪府中央区大手前3丁目)、大阪府富田林土木事務所(富田林市寿町2丁目)、大阪府富田林土木事務所松原建設事務所(上田3丁目)、松原市上下水道建設室

※整備計画は、大阪府ホームページ(<http://www.pref.osaka.jp/kasenseibi/keikaku/ikenbosyu.html>)でも縦覧できます。

問合せ 大阪府都市整備部河川室計画グループ(☎06-6943-7409)

生ごみ処理機購入費助成金

可燃ごみの中には台所から出る生ごみが多く含まれています。その生ごみをごみとして燃やしてしまうのではなく、ご家庭で生ごみ処理機を使って堆肥化し、もう一度資源として利用すれば、効果的なごみの減量につながります。皆様のご家庭でも生ごみ処理機の購入を検討してみませんか。

助成金 購入金額の2分の1(上限2万円) ※助成は、1世帯に1台

問合せ 環境政策課

- ニュース 松原
- 情報 ひろば
- 税
- 健康
- 消費生活 福祉
- 保険年金 人権
- 労働 教育
- 上下水道
- 環境 まちづくり
- 全談 安相
- その他
- 子育て 応援 コーナー
- 各種相談
- 歴史 ウォーク
- 素敵に 生きよう
- 催し ばっくす
- 講座 イベント
- スポーツ
- 図書館
- 地域交流
- みんなの 広場
- イベント ガイド

統計調査にご理解・ご回答を！

▶**毎月労働力調査**
1月中旬から日本の完全失業率などを明らかにするため、調査区域内の一部世帯に大阪府の統計調査員が訪問します。
調査対象区域 河合2丁目・一津屋3丁目
問合せ 大阪府統計課人口・労働グループ (☎06-6210-9198)

▶**工業統計調査**
従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に平成25年12月31日時点と期日とする工業統計調査を実施します。
工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある調査です。調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。
問合せ 経済産業省工業統計調査コールセンター (☎0120-805-073 (フリーダイヤル)) ※平成25年12月9日(月)～3月20日(木)、午前9時～午後7時(土・日曜日、祝日、年末年始(平成25年12月29日(日)～1月3日(金))を除く)、市長政策室

変更前 午前9時～午後5時15分
変更後 午前9時～午後4時30分
※業務取り扱い終了時間が、45分間繰り上げられます。
問合せ 会計室

銀行派出窓口の取り扱い時間変更について
市役所1階銀行派出窓口の取り扱い時間が、1月6日(月)から次のとおり変更されます。



その他

放送大学 平成26年度4月生募集
創立30周年を迎えた放送大学では、平成26年度第1学期(4月入学)の学生を募集中です。
放送大学は、テレビなどの放送やインターネットを通じて学ぶ通信制の大学で、心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など幅広い分野を学べます。
資料請求 電話で、放送大学大阪学習センター (☎06-6773-6328)へ。
出願締切 2月28日(金)
問合せ 放送大学大阪学習センター (☎06-6773-6328)

松原市防災情報

地震に備えて、備蓄の準備を！

地震の発生時期や規模の予測は困難ですが、日頃から被害の絶対量を減らす「事前防災」の取り組みは重要です。今月は災害情報の配信について紹介します。
災害時や危険が迫っている場合に、すみやかに情報配信できるように松原市では、平成25年7月より緊急速報メールを配信できるようになりました。
緊急速報メールとは、KDDI、NTTドコモ、ソフトバンクモバイルが提供している緊急速報メールを利用して情報配信するもので、生命に関する緊急性の高い情報を、松原市域内の対応端末(携帯電話、スマートフォン)に配信するものです。ただし、市域の境界付近では、他市の緊急速報メールも受信する可能性があります。また、対応機種以外の端末では受信できません。
市では、これ以外にも、防災行政無線(屋外拡声器)や広報車などを活用し情報配信しますが、市民の皆さんも、自分の身は自分で守れるように、ラジオやテレビなどでも情報収集し、いつでも避難できるように持ち出し袋を準備するなど日頃からの備えをお願いします。



問合せ 市民安全課

新春恒例「消防出初式」
1月12日(日) 午前10時
大和川西青少年運動広場
年頭にあたり、無火災・無災害を祈念すると共に災害に強いまちづくりを目指し、消防車両、消防職員、消防団員、婦人防火クラブ員および自主防災組織による行進や一斉放水などを行います。
また、消防団によるポンプ車操法



訓練を行います。この訓練は、5人で消防ポンプ自動車からホースを延長し、標的を落とすことで、消防団員としての規律や迅速な行動、安全性を身につけるための訓練です。消防団員の訓練成果をぜひご覧ください。
なお、雨天時は市役所1階市民口ビーで式典のみを行います。
※当日はサイレンが鳴りますが、火災とお間違えのないようお願いいたします。
問合せ 消防本部警防課



▶今年の出初式の様子

募集

【予備自衛官補 一般・技能】
必要な教育訓練を受け終了後に予備自衛官となります。
▶**対象** 自衛官未経験者
▶**応募資格**
●一般：日本国籍を有する18歳以上34歳未満の人
●技能：日本国籍を有する18歳以上で国家免許資格などを有する人(資格により53歳未満～55歳未満の人)
▶**受付期間** (第1回) 1月8日(水)～4月2日(水) (第2回) 7月1日(火)～9月19日(金) ※第1回で採用予定数に達した場合、第2回は実施しない場合があります。
▶**試験期日** (第1回) 4月11日(金)～15日(火) (第2回) 10月3日(金)～6日(月) ※いずれも試験日1日が指定されます。
▶**合格発表** (第1回) 5月16日(金) (第2回) 11月14日(金)
▶**問合せ** 自衛隊富田林地域事務所 (☎0721-24-3799、☎0721-24-3999)

防衛省(自衛官など)

平成26年度競争入札参加資格審査申請追加受付

松原市および松原市水道事業の競争入札参加資格審査申請をしていない人で、本市の競争入札および見積りに参加を希望される人は申請を行ってください。申請受付の詳細は下記のとおりです。なお、登録有効期間内に必ず入札の参加を約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。
★**申請業種** A.建設工事 B.測量・建設コンサルタント等業務 C.物品購入 D.委託業務 ※小規模修繕希望者は、C.物品購入への申請をお願いします。
★**申請書配布期間** 平成25年12月2日(月)～1月17日(金) ※土・日・祝日・平成25年12月28日(土)～1月5日(日)を除く。
★**配布場所** 市役所5階契約検査室または市のホームページからダウンロードしてください。
★**申請方法** 申請書を記入の上、郵送(〒580-8501 松原市阿保1-1-1)で、松原市役所財政部契約検査室へ(簡易書留郵便または特定記録郵便に限る)。
★**申請書受付期間** 1月9日(木)～1月17日(金)消印有効
★**登録有効期間**
業種A・B 平成26年4月1日～平成27年3月31日
業種C・D 平成26年3月1日～平成27年3月31日
●**問合せ** 契約検査室・上下水道総務課



相談

妊娠・育児トラブル 無料電話相談
妊娠・出産、育児休業の取得などを理由とする解雇や不利益取り扱いに関する相談を電話(フリーダイヤル)で受け付けます。
とき 1月26日(日) 午前9時～午後5時
対象 近畿各府県(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)

不動産の譲渡や相続、会社や法人の登記、地代・家賃などの供託、外国人の帰化、140万円までの民事紛争、筆界特定手続きなどに関する相談に無料で応じます。1人30分程度電話予約。
とき 1月24日(金) 午後1時～4時
ところ 市役所3階相談室
定員 先着6人
申込み 1月14日(火) 午前9時から
電話で市政情報室へ。

病気やけがを未然に防ぐ 消防ワンポイントアドバイス！

毎年1月には、もちによる窒息事故が多発しています。もちなどを食べる時は、小さく切ってゆっくり食べ、話しながら食べないように注意しましょう。
▶**のどに詰まったときの応急手当**
①背中を数回強くだたく。
②意識がある場合は、せきをさせる。
③意識がない場合は、心肺蘇生法を施す。
※応急手当など、詳しくは消防署救急係まで
問合せ 消防署救急係



司法書士による無料相談
大阪司法書士会では、次の会場で無料法律相談を実施します(予約不要)。
とき 2月2日(日) 午前10時～午後4時
ところ ▼司法書士総合相談センター(堺市堺区南花田町2丁目)
相談内容 ①不動産・会社登記 ②裁判手続き ③成年後見 ④相続・遺言
問合せ 大阪司法書士会(☎06-6943-6099)「平日午前10時～午後4時」
在位の男女労働者など
相談電話番号 (☎0120-0008-192)
問合せ 大阪労働局雇用均等室(☎06-6941-8940)